

～食品に関するリスクコミュニケーション～
牛海綿状脳症（BSE）対策の
見直しに関する意見交換会
議 事 録

消費者庁

内閣府食品安全委員会

厚生労働省

農林水産省

～食品に関するリスクコミュニケーション～
牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに関する意見交換会
議事次第

日時：平成28年12月22日（木）13:30～15:32

場所：主婦会館プラザエフ7階カトレア

1 開 会

司会：消費者庁消費者安全課企画官 藤田 佳代

2 情報提供

①牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る

食品健康影響評価について

内閣府食品安全委員会事務局評価第二課課長 鋤柄 卓夫

②我が国における飼料規制について

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐

沖田 賢治

③健康と畜牛のBSE検査見直しを含むBSE対策について

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課課長

道野 英司

3 意見交換・質疑応答

4 閉 会

○司会（藤田） 皆さん、こんにちは。雨は大丈夫だったでしょうか。

お待たせいたしました。時刻となりましたので、ただいまより「食品に関するリスクコミュニケーション 牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに関する意見交換会」を開催いたします。

私は、本日司会を務めさせていただきます藤田と申します。よろしくお願いいたします。

早速ですけれども、本日配付いたしました資料を確認させていただきたいと思えます。茶色い封筒に入っておりますので、まずそれから出していただきますと、議事次第、それから資料1、資料2、資料3、そしてアンケートの順番に資料が入っていると思えます。不足がございますでしょうか。不足のある方は、手を挙げていただきますとスタッフが交換に参ります。大丈夫ですね。途中で資料の不足に気がついた方、または乱丁等に気がつかれた方は休憩時間に受付までおいでください。差しかえの資料をお渡しいたします。

また、余部がもう一部欲しいという方も休憩時間に受付までいらしていただければ、余部がある限りお渡しすることができますのでよろしくお願いいたします。

次に、次第をごらんください。本日は、急遽登壇順に変更がありました。次第の差しかえは間に合ったのですけれども、資料の順番の差しかえが間に合っておりません。御参照いただく資料につきましては、適宜途中でアナウンスいたしますので、資料番号を見てそれを開けていただきますようお願いいたします。御不便をおかけいたしますけれども、よろしくお願いいたします。

では、改めまして本日の流れを説明いたします。本日の意見交換会ですけれども、目的は、BSEの見直しを今、検討しているのですが、これに当たりまして消費者を含めた関係者の皆様の疑問やお考えを我々が伺って、それを見直しに反映していくということにございます。したがって、そのために前半では議論のベースをそろえるということで、見直しに当たってのリスク評価やその背景について、また国内の畜産現場での対策、そしてこれらを踏まえたBSEの発生状況や現状の国内対策の見直し方向について、行政担当者から説明いたします。

ここで10分の休憩をいただきまして、その後、後半戦で行政担当者と会場の皆様との質疑応答、意見交換を行います。後半の意見交換では、さまざまな意見をいただきますと大変幸いだと思えます。

なお、本会は15時30分、3時半終了を予定しておりますので、円滑な議事進行への御協力をお願いいたします。

本日の意見交換は、質疑応答の発言を含め、公開で開催いたします。発言者、参加者の皆様の御発言が配信、報道される可能性があることをあらかじめ御了承ください。

また、本会場に参加できない方にも広く情報提供するという目的から、説明内容と意見交換の様子を議事録にまとめて、後日、関係府省のホームページで公表いたします。意見交換の際に御所属、お名前が公表されるということに不都合がある場合は、発言のときにその旨をお申し出ください。

カメラ撮りされている方、本日の取材カメラによる冒頭カメラ撮りはここまでといたしますので、ここで終了してください。

(報道関係者退室)

○司会 それでは、次第の1番の「情報提供」に入ります。

まず、「牛海綿状脳症(BSE)国内対策の見直しに係る食品健康影響評価について」、内閣府食品安全委員会事務局、評価第二課の鋤柄卓夫課長より説明いたします。皆様、資料番号2をごらんください。1ではなくて、2になっております。よろしくお願いいたします。

それでは、課長よろしくお願いいたします。

○鋤柄課長 藤田さん、ありがとうございます。内閣府食品安全委員会の、私、鋤柄でございます。きょうは、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。

きょうは3つのお話がありますけれども、私はそのうちの最初のお話ということで、BSE国内対策の見直しに係る食品健康影響評価というのが私の話でございます。具体的には、健康と畜牛のBSE検査の廃止について、厚生労働省さんがお考えになっておられるということにつきまして、私ども食品安全委員会でことしの8月に健康と畜牛のBSE検査の廃止について科学的な評価を行いまして、8月に公開したのでございますけれども、その内容についてお話をするというところでございます。

きょうお話する内容は、その評価を8月にまとめるに当たって、私ども7月から8月にかけてパブコメをやりました。そのときに東京、それから大阪、北海道、福岡と、この4カ所でやはりこのようなリスコミのお話をしましたけれども、きょうはそのお話をもう一回やらせていただくということでございます。

資料は2番でございますので、お手元に御確認ください。私の声、それからスライドなどは見えますでしょうか。皆さん、大丈夫ですか。

それでは、お話に入ります。

(PP)

メインの話に入る前に、食品の安全を確保する仕組みということで、皆さん御承知だと思いますが、リスクアナリシスという仕組みでございます。日本ではBSEもそうですけれども、具体的にリスク管理措置、例えば基準をつくってその基準を守っているかどうかを指導するとか、監視するとか、そういったような具体的な措置というのは厚生労働省さん、それからBSEで言えば飼料規制等々の対策については農林水産省さんが対策を行っております。

それで、厚生労働省さんや農林水産省さんが具体的な措置を変えようと思うときには、私ども食品安全委員会に科学的な評価を求め、それを科学的に検討した上で、その評価結果を通知する。これが、8月に通知したという先ほど申し上げた内容でございます。

それで、8月以降、厚生労働省さんが今回の健康と畜牛の検査の廃止について具体的な検討をされて、きょうこの後お話をされるということになっております。

(PP)

それで、話の前段として、BSEとはということでございます。これは、実は資料2ではなくて資料1の最初のところでございますので、もしお手元で見られる場合はこの次のスライドと合わせて2枚は資料1をごらんいただきたいと思います。

ちょっとおさらいでございますが、BSEとはということで、BSEは牛の病気です。それで、原因はBSEプリオンと呼ばれる病原体が主に牛の脳に蓄積して、そうすると脳の組織がスポンジ状になって牛は異常行動を起こしたり、運動失調などを示して、最終的には死んでしまうという家畜の病気です。

この病気が牛の中で広まった、伝達したということですが、これはどうしてかといいますと、まず最初のBSEの感染牛がいて、これを原料とした肉骨粉をつくった。この肉骨粉の中には先ほどの病原体、BSEプリオンが入っているわけでございますけれども、この肉骨粉が次の牛の餌になったということでBSEの感染が拡大したと考えられています。

(PP)

今、申しましたように、BSEというのは餌を介して牛の中に広がっていくという病気ですので、一番大事なことは飼料規制、牛の肉骨粉を餌にしないということが非常に大事になります。ですから、日本では飼料規制というのを農林水産省のほうがやっているということでございます。飼料規制というのは、牛の中でBSEが広まらないために一番大事な対策になっております。

それからもう一つ、厚生労働省のほうではと畜場において特定危険部位、先ほど申しましたようにBSEのプリオンというのは牛の脳だとか、脊髄だとか、そういうところに多くたまるといことがわかっています。そういったところを特定危険部位、特定部位と言っておりますけれども、そういった部位がフードチェーンの中に流れないように、と畜場で特定部位を除去するという作業をしております。これが、もう一つの重要な柱になっております。

ですから、飼料規制と特定部位は家畜の中で広がらないという対策、それから特定部位の除去というのは我々消費者が食べないようにという意味で非常に大事な2本の対策になっております。

それからもう一つは、こういった対策がきちんと働いているということを確認するために、BSEの検査というものを農林省と厚生労働省のほうでそれぞれやっている。それで、きょうお話ししますのはここの部分、と畜場で現在48カ月以上の健康と畜牛についてBSEの検査をしておりますけれども、これについてどうしましょうかというのが厚生労働省が今、考えている内容でございます。

(PP)

それで、ちょうど1年前、去年の12月ですけれども、厚生労働省から食品安全委員会のほうに2つのことを聞かれました。1つが、きょうお話をしている検査対象月齢の変更というものでございます。具体的には、食用にと畜される健康牛のBSE検査について、今は48カ月齢を超える牛について全て検査をするということをやっておりますが、これを廃止した場

合に科学的にはどうなんでしょうかというのが厚生労働省から去年の12月に聞かれた内容でございます。

それで、厚生労働省は、健康牛の検査は廃止するけれども、と畜場では引き続き24カ月齢以上の牛のうち、と畜前の生体検査において運動障害等の神経症状が疑われたもの、それから②は全身症状を呈するもの、これは現在もハイリスク牛の検査としてやっていますが、これについては引き続き今後も続けるということを考えております。

それで、以上がお話をする内容ですが、実はもう一つ、去年の12月に2つ目のことを聞かれました。これはSRMの範囲、先ほど言いました脳とか脊髄とか、そういった部分を縮小しようというようなことについてどうでしょうかということも聞かれております。

これにつきましては、食品安全委員会のほうで検討した結果、SRMの範囲が変更されると人間への影響だけではなくて家畜への影響もあるだろう。そちらのほうもあわせて整理する必要があるので、そちらをきちんと整理してから検討しましょうということで、今回は評価をしない。すなわち、厚生労働省のほうもSRMの範囲については今回は変更しないと伺っております。

(PP)

ここから、評価の具体的なお話になります。

(PP)

今回、2016年に評価をするに当たって、実はその前、2013年に同じく健康牛の検査で当時30カ月だったものを48カ月に検査月齢を上げたということがございました。そのときに同じような評価をやっておりまして、今回の評価はこの2013年の評価、これは非常に大事な評価でございますけれども、この評価書をベースに今回廃止について検討したということでございます。

2013年の評価書でどのようなことが書いてあるかということですが、1番目として2001年というのは我が国で初めてBSEが発生した年で、同じ年、2001年の10月に飼料規制を本格的に導入したわけですが、こういった2001年の飼料規制がきちんと有効に機能していれば、2009年から2015年にはBSEの検出頭数というのは日本ではほぼゼロになるでしょう。こういうような疫学的なモデルの研究が当時ございました。

それからもう一つ、では牛肉を食べて人間が病気になるか。BSEプリオンを人間が食べて病気にかかった場合にはBSEとは言わずに変異型クロイツフェルト・ヤコブ病といいますけれども、vCJDという病気になるのですが、日本で牛を食べてvCJDが発生する可能性はあるのかどうか。これについては、極めて低いだろうというようにこの2013年の評価書では考えております。

(PP)

具体的には生年月日、出生年月で見たBSEの最終発生から11年以上発生が確認されなければ、飼料規制等のBSE対策が継続されている中では、今後BSEが発生する可能性はほとんどないだろうというのが、この2013年の評価書の非常に重要な結論でございます。

それで、出生年月で見たBSEの最終発生というのは、日本ですと2002年の1月になります。ですから、2002年から11年たつと2013年でございますけれども、11年たてば大丈夫だろうと考えたのですが、3番です。

そこで、しかしながら2013年で、一応出生年月で見た最終BSE陽性牛から11年たったのですけれども、実はその後に生まれたものについては仮に感染があったとしても検証が十分できていない可能性がある。これがまだ出てくる可能性があります。ですから、このところで考えれば、もうこれ以上健康牛を検査しても意味はないんですけれども、ただ、実際に飼料規制がうまくいってこのシナリオどおりに進んでいくのかというようなことについて、当面の間、検証を継続しましょうと考えました。

それで、より長期にわたる11年プラスアルファの発生状況に関するデータ、それからさらにはBSEに関する新たな科学的知見、こういったものを蓄積した後に、実際に検査対象月齢をさらなる引き上げ、このときに48カ月にしましたけれども、48カ月からさらに上にする。具体的には廃止するということについては、プラスアルファの検証をしてから考えましょうというのが当時の考え方だった。3年前の考え方だったということでございます。

(PP)

これが11年間、例えば問題なくなるだろうというときの検討のグラフなんですけれども、これはこの後のほうで実際の生データで出てきますので、ここでは置いておいて、後の生データのほうで御説明したいと思います。

(PP)

以上のことを踏まえて、今回ことしの8月にまとめた評価の中身でございますけれども、3つの内容について検討しています。先ほど言いましたように、11年プラスアルファの検討をしなければいけないということで、この2002年1月、日本でBSE陽性になった最後の牛の生年月日、出生年月ですけれども、これより後に生まれたものについて、11年以上発生が確認されなければ本当にBSEが日本で発生しないのかどうかということについて検討しましょう。若い牛について検討しましょうというのが1番目です。

2つ目、これは最終発生よりも前の牛、年寄りの牛です。それで、2002年1月に生まれた牛が日本ではBSEになっているわけですから、それ以前に生まれた牛というのは汚染された餌を食べている可能性がある。では、その汚染されている餌を食べた可能性のある年寄りの牛についても、同じように今後日本では出ないというようなことが言えるのだろうかというのが2つ目の検証です。

3番目は非定型BSE、これはちょっとまた毛色の変った評価ですけれども、今まで申しましたようにBSEというのは基本的に餌を食べて餌で感染する。餌で広がるという病気なのですが、そういったBSEの検査をやっている中でちょっと従来のBSEとは違う。従来のものを定型BSEとすれば、定型にあらずということで非定型BSEと言っているんですけれども、そういったものについて実は2013年の1年前の2012年の評価書というのを我々はやっておりまして、そのときに非定型BSEの状況について2012年当時の状況をまとめているんですけ

れども、その後、さらに時間がたちましたので新たな知見、特に発生状況みたいなものを追加して非定型BSEについても今回検討しましょう。

以上、3つについて検討した上で、健康と畜牛のBSE検査を廃止した場合の日本人のvCJDの発症の可能性について総合的に評価したというのが今回の評価内容ということになります。

(PP)

評価結果にいきます。

(PP)

1番目は、2002年1月、日本でBSEになった最後の牛よりも後に生まれた牛に対するものです。先ほど申しましたように、BSEの最終発生から11年以上発生が確認されなければ、飼料規制がばっちり行われていれば、今後BSEが発生する可能性はほとんどないだろうというのが前回の評価書の内容だったのですけれども、ではそれ以降、2013年以降もそういうようなことは言えるのだろうか。若い牛について引き続きそういうような状況になっているのかという検証がこの①です。

(PP)

それで、このグラフが日本におけるBSEの発生状況です。赤い点がぽつぽつあります。縦軸と横軸がありますけれども、横軸にずっと1996年からことしの2016年まで時間の経過が書いてあります。縦軸は牛の月齢です。12カ月齢、24カ月齢、36カ月齢です。それで、赤いぽつぽつは全部で36ありますけれども、これが日本で生まれた36頭、日本でBSE陽性となった36頭についてプロットしたものです。

例えば、これが一番早い。2001年の9月ですけれども、2001年に最初の牛が日本で見つかった。それで、この牛は64カ月齢くらいだったと思いますけれども、最初の牛は2001年に64カ月齢で見つかった。それから、この牛はその次ですけれども、同じく2001年ですが、67カ月齢くらいで発見された。それで、発見された年と、それからそのときの月齢をプロットしていくとこういうことになる。

これで何がわかるかといいますと、例えばこの最初の牛ですと2001年に64カ月齢でBSEが見つかったということは、ずっとここから64カ月戻ってみると、この牛は1996年に生まれたということがわかります。

それで、これを全体に見ていって、今のようにそれぞれの牛がいつくらいに生まれたのかということを見ますと、牛の集団のことをコホートと言いますけれども、大体2つの牛のコホートが見えてきます。1つは1996年くらいに生まれた集団で、もう一つは2000年とか2001年に生まれた集団です。ですから、こういった牛というのは多分1996年くらいに生まれて、その後、多分若いころにBSEプリオンに汚染された餌を食べて、それがだんだん脳に蓄積して、このときに発症して、ないしは検査で見つかったということがわかります。

それで、ここで大事なのは2001年の10月で飼料規制を行ったので、2001年から後に生まれた牛というのは飼料規制がきちんと働いていれば汚染された餌を食べていない。すなわ

ち感染していないと考えられるのですけれども、これを見ますと最後に生まれた牛というのはこの中でここになるんです。この牛が20カ月齢ちょっとで見つかっていますけれども、この牛をみると2002年の1月に生まれている。すなわち、2001年の10月に規制を行って、2002年1月生まれが最後となっているということは、多分こちら辺で飼料規制が実質的に有効になった。ですから、ここからは基本的にきれいになっていると考えられます。

それで、前回2013年の時点で、2002年1月以降に生まれたものについては全くBSEの発生はないということだったので、先ほど申しましたようにさらにプラスアルファの検証をやりましょうということで、さらに3年間検証しました。それで、この検証期間の間に多くの牛を検査してみてどうだったか。この間に、11万頭の牛というのが新たに検査をされたということです。

(PP)

では、この11万頭はどうだったかという、やはり陽性牛というのは確認されなかった。全て陰性だった。ですから、引き続き飼料規制等のBSE対策の実効性が維持されるということであれば、やはり2013年の評価書に書いてあったとおり、今後定型BSEが日本で発生する可能性というのは極めて低いだろうというのが1番目の答えということになります。

(PP)

2つ目、では若い牛は大丈夫だということであれば、年寄りの牛はどうでしょうか。

(PP)

2002年の1月以前に生まれた牛というのは、今2万頭くらいまだ生きています。それで、これらの牛というのは飼料規制の前に生まれているので、当然その汚染飼料に曝露された可能性というのはあります。

では、この年寄りの牛は実際にどうなったか。さっきと同じですけれども、さっきは2002年1月よりも後に生まれたところを検証したのですが、今度検証するのは白い部分です。前に生まれた部分です。

(PP)

それで、これについて2013年に評価したときからさらに3年間の検証をしましたけれども、この間に6万4,000頭の牛の検査がこの部分で行われています。それで、今、生きている牛というのは2万1,000頭くらいということで、この2013年の段階で8万頭ちょっといたのがもう6万頭くらい検査されて、それがどうだったかというのが今回の検証の内容になります。

(PP)

この間に6万4,000頭検査しましたが、陽性牛というのは確認されていないということで、若い牛だけではなくて年寄りの牛についても日本では検査をして陽性の牛は出ていない。日本では2009年の1月を最後に、現在までの7年間でBSE陽性牛は確認されていない。

こういったことを考えると、若い牛だけではなくて年寄りの牛についても今後定型BSE

が発生する可能性は極めて低いだろうというのが2つ目の答えです。

(PP)

3番目、非定型BSEです。

(PP)

非定型BSEは皆さん方も御存じの方は多いかと思えますけれども、先ほど申しましたようにBSEの検査をやっていく中で普通とはちょっと違うようなBSEが見つかってきたということです。これは何が違うかといいますと、ウエスタンブロット法という電気泳動をやってプリオンのたんぱくを電気泳動したときに、普通のBSEとはちょっと電気泳動のパターンが異なる。

電気泳動像、プリオンのたんぱくに電気泳動をかけると、DAT電気泳動でたんぱく質が流れていくのですが、そうするとプリオンのたんぱく質が3つの部分に分かれる。通常のBSEは3つの部分に分かれた感じで電気泳動像ができるのですが、定型BSEのうちこの3番目の一番分子量の小さいところのたんぱく質がちょっとこちら側、普通のBSEよりもちょっと重い側に出てくる。これを分子量が大きいものということで、H型の非定型BSEと言っています。

同じように、ちょっと分子量が小さいものをL型のBSEと言っていますけれども、H型とL型というような普通の定型BSEとは違うようなBSEというのが知られています。

それで、この非定型BSEというのは非常にまれにしか発生しないということがわかっています。それで、2013年の時点ではヨーロッパでは余り検査が進んでいなかったんですけども、その後、ヨーロッパでは大々的なBSEのサーベイランス、検査のし直しということをやりました。定型BSEか非定型BSEかというもののおさらいをやりました。そのおさらいをやって、ヨーロッパでは全部で100頭くらいのBSEというのが見つかっております。

では、その100頭くらいのBSEというのはどのくらいの割合で発生するのかということですが、ヨーロッパですと2歳以上の牛が100万頭くらいいけば、1年間に0.07頭くらいのH型、それから0.09頭くらいのL型のBSEが出るだろう。

普通、発生率というと100分の1で何%くらいの発生率といいますけれども、これは100万頭分の1ですからパーセントにはならないです。100万頭よりもずっと下で、ppmという単位になります。それで、さらに100万分の1よりももっと小さいので0.07ppmないしは0.09ppmというものすごく希な発生になります。

日本でいえば、15年間ずっと検査をしてきて2頭しか出ていない。これが大体同じくらい、0.09ppmくらいになります。

ですから、日本でもヨーロッパでも大体同じくらいの非常にまれな割合、ppmのオーダーで発生するというのが非定型BSEです。

(PP)

それで、非定型BSEについて最新の発生状況、それから感染実験の結果などを見たのですが、先ほど申しましたように非定型BSEというのは定型BSEとはちょっと違うタイプ

のBSEです。定型BSEについては、感染した牛の脳などを食べるとvCJDという人間の病気が起きると知られていますけれども、非定型BSEを食べることによって人間が何らかのプリオン病になったというような報告というのは現在ございません。

発生頻度は先ほど言いましたように、2歳以上の牛100万頭でH型が0.07ppm、Lが0.09ppmという極めて低い発生率だということです。

では、これが人間にかかわるかどうかというのが大事なのですが、先ほど言いましたように疫学報告はないのですが、非常にまれな発生なのでよくわからないということで感染実験がやられています。それで、H型の非定型BSEについて、これを例えばサルに感染させたりとか、ネズミに感染させたりとか、そういった実験をやっていますが、H型についてはどうやってもなかなか感染しないだろうと言われていています。そういったような感染実験のデータが出ています。

一方で、L型感染牛の脳組織をサルに食べさせたときに感染したという報告と、それから感染しないという報告と両方あります。それで、感染したという報告はあるのですが、実際に現行のSRM以外の組織、例えば牛の筋肉だとか、そういった部分を人間が食べても感染性というのは非常に低いだろうというような実験データがあります。それで、そもそも牛と人間の間には「種間バリア」が存在するというので、種間バリアというのは定型BSEも非定型BSEも牛の病気ですから、牛から牛へは比較的にかかりやすいのですが、牛から人間というのはなかなかかかりにくい仕組みになっている。これを種間バリアと言っていますが、定型BSEも非定型BSEも種間バリアがあってもなかなかヒトにはかかりにくいということがわかっています。

(PP)

以上をまとめますと、最後の2つのスライドになります。まずお話ししてきましたようにBSEの状況とヒトへの感染リスクを見ますと、前回2013年の評価以降の検証の結果、飼料規制等のBSE対策が継続されている中では、今後定型BSEが発生する可能性は極めて低いだろうと2013年の評価書は書いているわけですが、その評価というのはやはり妥当と考えられる。検証期間を経ても妥当だと考えられます。

それからもう一つ、非定型BSE、従来2012年にまとめたものからさらに新しい知見、新しいデータがまとまりましたけれども、まず疫学的に非定型BSEとヒトのプリオン病の関連を示唆する報告というのはないということ。それから、非定型BSEの発生頻度は極めて低い。ppmよりも低い割合でしか発生しないということ。それで、感染性についてもヒトへの感染についてはHはまず感染の可能性はないであろう。それから、Lについては感染性というのは極めて低いということがわかっているということを考えますと、牛群のBSEの感染状況、それから輸入の規制、餌の規制、これは大事ですね。それから、食肉の処理工程での措置、これはSRMの除去などのことを言っておりますけれども、さらに先ほど言いました種間バリアということで人間にはかかりにくい病気だということを見ると、SRM以外の牛肉等を人間が食べることによって、人間がプリオン病を発症する可能性というのは極めて低いだろう

うというのが今回の結論になっております。

それで、評価結果です。聞かれているのは、現在、と畜場において実施されている健康と畜牛、48カ月齢超の健康牛のBSE検査について、これを継続した場合と廃止した場合、先ほどの発生に関する結論を考えますと、これを廃止した場合のリスクの差というのは極めて小さいでしょう。無視できるくらい小さいでしょうというのが今回の評価結果になっております。

ただ、このときに大事なことを3つ言っております。

1つは、飼料規制がやはり大事ですねということです。今まで評価してきたのは、飼料規制の実効性が維持されているということが前提ですから、飼料規制が破れば今の評価というのは成り立たなくなるわけです。ですから、今後とも高リスク牛という中枢神経症状をあらわす牛だとか、歩行困難牛、死亡牛などの検査を現在もやっておりますけれども、こういった現在やっている高リスク牛のBSE検査を継続することによって、BSEの発生状況を引き続き確認することは必要ですというのが一つ大事なことです。

それから、と畜牛です。今、と畜場で殺される牛、豚、全ての家畜はと畜前に生体検査というのをやっております。生体検査において24カ月齢以上の牛のうち、運動障害等の神経症状が疑われたもの、それから全身症状を呈するものについては現在BSEの検査をやっておりますけれども、こういったことをきちんとやって、これを継続していくことが引き続き重要でしょうというのが2つ目です。

それから、3番目でございます。今回こういうような評価をやったわけですがけれども、定型BSEも、それから特に非定型BSEも最新の知見というのは引き続き収集する必要があるでしょうと考えております。

以上、ことし8月に私どもが出しました評価結果について御説明いたしました。どうもありがとうございました。

○司会 鋤柄課長、どうもありがとうございました。

ただいま食品安全委員会のほうから説明がありましたように、今回の評価の内容を解説していただきました。その中で、最後のほうに飼料規制の重要性ということが強調されておりました。

続きまして、農林水産省のほうから、我が国における飼料規制についてどうなっているのかということをお説明いただきたいと思います。農林水産省消費安全局畜水産安全管理課課長補佐の沖田賢治様を御紹介いたします。よろしくお願いたします。

○沖田課長補佐 皆さんこんにちは。農林水産省消費安全局畜水産安全管理課という課におります沖田と申します。

飼料安全法という法律によって、飼料の安全を確保する仕事を担当しております。そういうことですので、私、農林水産省のほうからは先ほど食品安全委員会の鋤柄課長からもお話がありましたけれども、BSE対策のかなめになっているのは飼料規制、つまりBSEの原因になっているプリオンというたんぱく質をいかに牛に与えないか。牛に与えるルートを

遮断するかというところが重要になりますので、この点について私のほうから説明をさせていただきますと思います。

(PP)

スライドですけれども、先ほどのプレゼンテーションにも出てきましたが、BSE対策の概要、全体像はこういうふうになっていますが、私のほうからは特にこの飼料規制の部分についてお話をしようと思います。

飼料規制ですが、規制に関わっている法律は2本あります。そこに書いてあります、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、これは農林水産省の法律です。この法律と、もう一つは牛海綿状脳症特別対策法、いわゆるBSE特措法と言っているもので、この2本によって飼料規制について担保しているところです。

飼料規制は、原因となっているプリオンたんぱくがどのように牛に伝わらないようにするか、牛の口に入らないようにするかを規制していますが、それを説明する前に、では牛の餌というのは一体どうなっているのかということをお話しようと思います。

牛の餌というのは、ほとんどは植物性です。わらとか、トウモロコシとか、ほとんど植物性であって、これについてはプリオンたんぱくのおそれはありません。ですけれども、畜産の生産性を上げるために、より効率的にたんぱく質をとるという目的から、動物性のたんぱく質を給与するということが畜産の現場では行われています。

例えば鶏とか豚とか、そういった動物にはたんぱく質を与えるために魚粉であるとか、そういったものを加えているのですけれども、過去には牛に対しても、人間がお肉として食べて、その残りの食べられない部分を加熱加工しまして、脂を絞った後の絞りかすですね。この絞りかすは脂は抜けていますけれども、たんぱく質はいっぱい入っています。これを給与するという形でたんぱく質を補って、植物だけでは足りないたんぱく質を補っているという飼料形態、餌の給与の仕方というものがあつたのです。

それで、その絞りかすである肉骨粉がどういうふうに作られるかということですが、どこでも好き勝手に作ることができるものではありません。牛とか豚とかの残さをまず集めてきて、それを大きい圧力釜で加熱して、まず脂を絞る。それから、その残ったものを乾燥させて細かく砕くという一連の作業が必要ですので、これはどこでもできるというものではありません。

これができるところは、レンダリング工場というところです。このレンダリング工場において肉骨粉がつくられます。そして、レンダリング工場で作られたものをそのまま牛の農家さんが買ってきて自分の餌に混ぜているのではなくて、牛とか豚に与える配合飼料をつくる配合飼料工場というところがあって、ここでこういうものを混ぜるんです。混ぜて、できた配合飼料を畜産農家さんがそれを家畜に与えるという形で肉骨粉というものは使われている。まず、そこを御理解いただきたいかと思います。

(PP)

では、そういう状況にあってどうやって牛に肉骨粉、つまりBSEのプリオンたんぱくが入っているかもしれないものを与えないようにするか、遮断するかということですが、原則としては2つあります。

まず第1は、原因となり得る肉骨粉をとにかく牛の飼料に使わないこと、牛の飼料から外してしまう。原料から外してしまうということです。牛の飼料については、こういった肉骨粉であるとか、ついでにいうと魚粉とか、そういったものについてもとにかく使わないようにするというのがまず原料規制という原則です。

それともう一つは、先ほど言いましたようにどこでもつくるわけではなくて一定の飼料工場で混ぜられるので、混ぜる段階で確実に牛の飼料には肉骨粉が混ざらないようにする。まずは原料を遮断する。それから、つくるプロセスも分離してしまう。こういう2つの原則によって、プリオンたんぱくが混ざっているかもしれないたんぱく質を牛の口に入れさせないようにするという大原則のもと、飼料規制をしいているということになっています。(PP)

肉骨粉に関しては今、言いましたように牛に対しては非常に厳しい、とにかく動物性のたんぱく質を口に入れさせないということをしております。

この表の見方ですがけれども、縦はどの動物の肉骨粉かということで、横はどの動物の飼料かということです。そこで見ますとおわかりのように、牛の飼料には牛の肉骨粉もだめです、豚もだめです、魚もだめですというふうに厳しい規制をしいています。それで、豚とか鶏とかについては、豚とか鶏の肉骨粉を与えることは、牛に発生するBSEのリスクの観点からいって、ここまで規制する必要はないので、ここは使ってもいいです。

ただし、牛の肉骨粉はSRM特定危険部位を含めてですけれども、豚にも鶏にも使わない。なぜこういうふうにするか。これは、先ほど言ったラインを分離するということなのですが、ラインを分離していないと混ざってしまう可能性がある。豚ですよと言いつつ、実は豚の飼料と一緒につくっている牛の飼料に入ってしまう可能性がある。そこをとめるために牛から出てきた肉骨粉については豚にも鶏にも使いませんというふうな飼料規制になっています。

ただ、今の日本のBSEの状況は、先ほど食品安全委員会の鋤柄課長からありましたように、全然BSEの牛を見つけることもできない状況で、非常にリスクが下がっている状況にあります。こういう状況からすれば、一定の基準、一定の規制をしいて条件をつけた上で、魚の飼料に使うのは大丈夫じゃないか。今まではずっとやめていたんですけども、魚の飼料に使うのは大丈夫でしょう。魚の飼料が牛に混ざるといのは非常に考えにくい。

なぜかという、それはつくり方によるんです。魚の飼料というのは、牛とか豚とか陸上の家畜の飼料とはやはりちょっと違うつくり方をしているので、混ざる可能性が非常に低いということから、この部分については食品安全委員会にも御意見を聞いた上で、リスク評価をした上で、去年の4月にあけたのですけれども、いずれにしてもとにかく牛の飼料に肉骨粉が入らない。これをまず大原則にして、それプラス混ざる可能性のあるところ

はとめましょうという形で、我が国の飼料規制はできていると思ってください。

(PP)

今話をもう少し図解してみるとこんな感じになります。牛の肉骨粉、牛には与えません。豚の肉骨粉、豚には与えてもいいけれども牛には与えません。それから、豚とか鶏の飼料が間違っで与えられることもないようにしましょう。これは交差汚染というんですけれども、交差汚染をとめるためにここもちゃんととめましょうという形で、牛の飼料はとにかく動物性のたんぱくが混ざらないようにということをしかり規制をしているという状況です。

それで、このことによつて先ほど食品安全委員会からも説明がありました飼料規制に穴があく、飼料規制が破れるとBSEが起るわけですから、これを起こさないようにするということをしています。

それで、例えばそこにおいては先ほどの原則の中で言った原料を規制するとともに分離の規制をする。プロセスを規制するというこで、牛の飼料は専用のラインを使うとか、あるいは飼料が混ざらないようにする。それから、豚の肉骨粉なども混ざらないようにするよに専用のラインを置く。それから、表示をしかりして、豚とか鶏の飼料をB飼料と言っているのですけれども、こういうものを牛に与えてはいけませんということを袋に書いてしかり表示して、農家さんが間違わないようにすることを徹底しているところで

(PP)

飼料規制なのですけれども、粹組みは立派だが実効性はどうか、と言われるかもしれせん。では、実際にどうやつて担保しているのか、チェックしているのかですけれども、これは農林水産省の独立行政法人でFAMICという組織があります。これは、農林水産消費安全技術センターという機関なのですけれども、ここが先ほど言った飼料をつくっている工場の立ち入り検査を行っています。それで、立ち入りは基本的に無通告で抜き打ちでやります。牛の餌のサンプルを取つてきて、そのサンプルに動物のたんぱく質が混ざっていないかどうか、こういうことを細かくチェックします。チェックの仕方は感度のいい方法、いわゆる遺伝子検査であるとか、それからエライザ法という感度のいい検査でもつて入っていないということを調べてみます。毎年200件くらい立ち入つては検査をしていますけれども、これまで24年、25年、26年、違反は出ていません。飼料工場としてもしかり責任を持って分離をきちんとして混ざらないようにしているこで、検査をしてみても違反も出ないという状況にあります。

もう一つ、都道府県にお願いをしているのですが、農家段階でも先ほど言いましたようにB飼料と言っている鶏とか豚とかの飼料が間違っで与えられないようにするために表示をしているわけですけれども、農家でちゃんとなっているかは都道府県によつて確認を行つてもらっています。4,000件、5,000件、6,000件に迫るよな検査を行つてもらっていますけれども、これでも違反は認められていません。農家の段階でも、しかりと飼料規制

を守ってもらっているという状況にあります。

こういう検査をやってもやはりしっかり守られているということですので、日本、我が国において飼料規制はきちんと守られている。そのことによって安全性をきちんと評価し、またはこれから厚生労働省のほうから御説明があるかと思えますけれども、それを前提にして、ではBSEの検査について見直しをどうしようかと検討しているところです。

私のほうからは、簡単ですけれども以上です。ありがとうございました。

○司会 どうもありがとうございました。

本日、最初に食品安全委員会のほうから、BSE牛によりヒトの健康影響がある可能性は非常に低いというお話がありました。ただし、それを担保するためには今のお話にあった飼料規制が非常に重要であるというお話がありました。そしてもう一つ、非常に重要だというのはと畜前の生体検査という話がありました。

続きまして、厚生労働省のほうから、と畜前の生体検査を含めて、我が国のBSE対策がどのようになっているのか。世界の発生状況なども含めてお話をいただきたいと思います。厚生労働省医薬生活衛生局生活衛生食品全部監視安全課道野課長よりお願いいたします。

○道野課長 御紹介がありました厚生労働省生活衛生食品全部監視安全課の道野と申します。よろしくお願いをいたします。

それでは、準備した資料に従って御説明をしたいと思います。

(PP)

私からのきょうの説明は国内対策ということで国産の牛肉の安全対策。それから輸入についても後半で御説明をしたいと思います。

(PP)

BSEに関しては、先ほど鋤柄課長からお話があったと思います。内容としては現在、牛の病気の一つということで、原因が先ほどからあるようにBSE感染牛を原料とした肉骨粉というのは餌のことですね。いわゆる私たちが呼んでいると畜残さというものを加熱して脂とたんぱくやミネラルの豊富な部分とに分けて、そのたんぱくやミネラルの豊富な部分が肉骨粉というわけですが、そちらにBSEプリオンが入っていて感染を拡大するというようなことであります。

BSEプリオン自体は煮ても焼いても食えないというもので、細菌だとかウイルスと違って加熱に非常に抵抗性があるって、こういった肉骨粉の製造工程でも高温で加熱がされるわけですけれども失活しない。そういったことで、完全に失活させるには灰にしろというふうに以前、BSEの専門家からも言われて、後でお話をしますけれども、SRMの除去、焼却というのはそういうところからやることになったということでもあります。

それで、なぜ食肉の安全対策として重要かということにつきましては、英国で変異型のクロイツフェルト・ヤコブ病の原因になるのではないかということで、vCJDとBSEの関連性ということがあって、食品の安全対策としても非常に重要になっているということでもあります。

(PP)

これは多分、出てくるのは3回目かと思いますが、今、私のほうから御説明をしようとしているのはこちらの部分で、特に今回、健康牛に対するBSE検査を廃止するということについてお話をしたいと思います。

バックグラウンドの話として、根拠になっていると畜場法という法律があります。それから、牛海綿状脳症対策特別措置法という法律があります。この2つについて、直接関連しているというふうに御理解をいただければと思います。

(PP)

と畜場法について、まず基本的なところだけ押さえておきたいと思います。と畜場法につきましては、食用に供するために行う獣畜の処理の適正の確保のために公衆衛生上の検知から必要な規制、その他措置を講じ、もって国民の健康の保護を図ることということになっています。

それで、何をしているかということ、と畜場において処理される動物、獣畜を検査して、要するに病気、疾病や異常のある獣畜の肉が食品として流通しないようにという検査をするということ、もう一つはそういった処理解体工程において、特に腸の中というのは御承知のとおりいろいろな細菌が病原菌も含んでいる。それから、牛とか豚とか、めん山羊もそうですけれども、農場からきますので体表面にもたくさんの微生物だとか、病原微生物だとか、そういったものがくっついている。そういったものが食肉を汚染しないようにということの衛生管理ですね。それから、もちろんと畜場が一定のそういった施設設備を持っているということの要件も定めているわけで、そういったところでなければ、と畜場としての設置許可をもらえないというようなことも含めて規制をしている法律であります。

その中で、病気の検査ということについては、と畜場において都道府県知事が行う検査という形で規定がされています。それで、実際にはと畜検査員、この人は全て獣医師なわけですが、獣医師が対象獣畜について1頭ずつ検査をしているというような状況であります。

それで、この5つの種類の獣畜に関して、現在と畜場として設置されているところが全国で198施設、このうち牛の処理をしているのが140くらいであります。それで、検査に携わっている都道府県の県庁職員の獣医師が2,500人余りいらっしゃるということになります。

(PP)

「と畜検査の流れ」ですけれども、獣畜が搬入されて、ここでとさつ、今は平仮名で「とさつ」と書くのはちょっとはやらないですが、それから解体、それから解体されて内臓と枝肉に分離をされる。このプロセスの中で、まず搬入されたときに生きた状態での検査をやる。それで、不合格だととさつ禁止という措置がとられます。それから、とさつした後に解体の前の検査ということをやります。これで異常があった場合には、解体の禁止です。

さらに、解体後の検査として、内容としては内臓と筋肉に先ほど分かると申し上げましたけれども、それぞれの検査をする。それぞれの検査をして、異常があった場合には保留となって精密検査を必要に応じてやって、一部廃棄または全部廃棄、要は一部だけにそういった病変が限定されているということであれば、その部分を廃棄処分にする。内臓なり筋肉の全体に病気なり異常があるということであれば、全部廃棄となります。こうして検査を通ったものだけが合格ということで、市場に流通をするというような仕組みであります。

(PP)

実際にと畜検査でどんな検査をやっているかということ、もちろん伝達性海綿状脳症というのにも入っているわけですが、それ以外にも家畜伝染予防法に規定される家畜伝染病が見つかった場合には家畜の伝染病をコントロールしている農政当局であるとか、それから農林水産省と協力して対応していくことが必要なわけです。

次の届出伝染病も同じですけれども、こういった牛白血病、レプトスピラ症、サルモネラ症というものについても検査対象としています。

そのほかに、厚生労働省令で定める疾病ということで、主にここは人と動物、両方に感染する、いわゆる人獣共通感染症と呼ばれるようなものを中心に厚生労働省令で定めています。

そのほかに異常ということ、それから病変の部位ですね。異常と書いていますけれども、これは病変部位として黄疸、水腫、腫瘍等々といったものも病気がある部位、異常がある部位ということで、廃棄等の処分になるというふうな仕組みになっています。

この伝達性海綿状脳症の中にBSEも入っていますし、それからそのほかに先ほどちょっと出てきましたけれども、対象動物としてめん山羊がありますが、めん山羊の場合のプリオン病というのはスクレイピーという病気です。これはヒトには感染しないということですが、これは一つの伝達性海綿状脳症の中に含まれる病気で、こういったスクレイピーに感染しているめん山羊も排除されるということです。

その検査の結果、どのような状況なのかといいますと、年々少しずつ減ってきているのですけれども、全国での1年のと畜頭数というのは115万、これは26年度ベースですが、とさつ解体禁止が59、全部廃棄が9,300、一部廃棄が75万8,000と、牛の場合ですが、これくらいの数字になっています。

それで、とさつ解体禁止になる代表例としては敗血症を初めこんな病気、それから全部廃棄が多いのは水腫、それから敗血症、炎症関係ですね。それから、あとは一部廃棄としては炎症、炎症産物による汚染、これは臓器も内蔵も含めて体の一部に限られている場合にはこういった措置がとられています。そのほかに、変性だとか萎縮だとか水腫だとかということが一部廃棄の理由となっています。

(PP)

BSE対策に戻りますと、こうしたと畜場法に基づく検査のプロセスの中でBSEについても

検査がされているというのが全体の構造になっています。

それで、検査について申し上げますと、御承知のとおり13年の10月に全頭検査を開始しまして、9月に1頭目のBSE感染牛というのが国内で見つかって、その後、急いで準備をして全頭検査がスタートしました。

それで、17年の8月に食品安全委員会のリスク評価結果を踏まえまして21カ月齢以上に見直し、25年4月に30カ月齢超ですね。それから、25年の7月に48カ月を超える牛というふうに、順次こういった科学的なリスク評価に基づいて見直しを行ってきたというような経緯であります。

それで、SRMについては当初、先ほど申し上げたように異常プリオン自体は非常に加熱に強いということがあるので除去をして焼却処分、特にBSEプリオンがたまる部位というのがこの時点でヨーロッパの知見等々からわかっていましたから、脳を含む頭部ですね。それから脊髄、扁桃、回腸遠位部ということで、その後、脊柱が追加されています。

その後、25年の2月に脊柱について30カ月を超えるものと月齢要件を入れています。その後、頭部、脊髄についても30カ月を超えるものというふうに見直しをしているというような経緯であります。

そのほかにも、と畜場の話として従来は牛をとさつ解体するとき、気絶させた後に脳組織を破壊するピッシングという行為をしています。これは、牛の反射運動を止めるために労働者の安全という観点で脳組織を、ちょうど気絶させるときにスタンニングといって額に穴をあけるのですけれども、そこからワイヤーを突っ込んで脳とか脊髄を破壊して反射運動を止めようということをやっていたのですけれども、脳や脊髄の組織を壊して、そのたんぱくが血流にいつてしまうのではないかと。まだ牛は気絶しているだけで生きているわけですから。

そういうこともあって、そのピッシングというのを禁止しましょう。ただ、これは労働安全と食品安全と両てんびんの問題ということもあって、禁止するのに少し時間を要したというような経緯があります。現在では、全国のと畜場でこういったピッシングということは禁止されているし、実際にやられていないというようなことであります。

輸入については、また後ほど御説明します。

(PP)

そうやって、現在までにBSEの検査というのは、27年度までということになりますけれども、数字としては1,487万頭と、1,500万頭近い検査を実施しています。その中で、21頭がと畜場でと畜検査をして見つけています。

それ以外に、フィールドで死亡牛の検査が行われているわけですが、それが15頭ということで、細かいことを言えば最初の1頭目と、それから14頭、それで15頭ということなわけですが、それ以外はと畜場で見つかっているというような経緯であります。

ただ、ごらんのとおり2008年に最後の、2020年度だから21年のたしか早い時点だったと思いますけれども、1頭見つかって、それ以降は見つかっていないというような状況であ

ります。

(PP)

これは世界のBSE発生の推移ということで、日本国内だけではなくて先ほど沖田さんから説明があったように、飼料規制が国際的に発生国でしっかりと対応されてきたということがあって、飼料規制を継続すればするほどBSEリスクというのは下がってくるわけです。それをこういったサーベイランスデータ、どれくらいBSEが見つかったかということで一定水準のサーベイランスを継続すれば、その国のBSEリスクがわかってくるということになるわけです。

そうしてみると、ピークは1992年に全体としては世界で3万7,000頭、イギリスはもっと本当はいたのかもしれないですけども、報告された数字としてはこういった数字です。3万7,000頭のBSEにかかった牛が見つかるわけですが、2015年で見れば7頭というようなことで、急激にこういったリスクの低下というものが見られています。

ただ、こういうふうに細かく国ごとに数字を見ると、最近でも何頭かは見つかる国はあります。そういった各国のリスクの評価については、また輸入対策のところでも触れさせていただきたいと思います。

(PP)

なぜ食品安全の問題かということで、先ほど申し上げたとおり変異型のヤコブ病の原因になっているのではないかという指摘があるわけですけども、牛のBSE自体は生まれてしばらくたって感染すると言われていたんです。BSEプリオンを含む餌を食べて、それに発症するまでに数年、おおむね5年くらいかかるわけです。ですから、ここでピークを迎えていますけれども、この5年くらい前の飼料がすごく汚染されていたという世界なわけです。

それで、今度は牛と人の種の壁を越えて人に感染するということがあるわけですけども、後でも出てきますが、ほとんどイギリスの患者さんなのですけども、それもまたやはり時間がかかっていて、このピークは5年以上おくらせて今度はvCJDの患者さんの発生というものにつながってきているというようなことであります。

いずれにしても、全体のリスクが下がってきてvCJDの発生者数もどんどん下がっている。だから、多分このリスクの状況、この患者の発生というのはこの数年前、5年以上前かもしれないですけども、大分前の牛肉だとか牛由来の製品のBSEリスクを反映していると感じていただければいいかと思います。

(PP)

これは各国でのBSEとvCJDにかかった牛、人間それぞれのデータになります。ごらんいただいとわかるとおり、イギリスが最も多い。ただ、ほかの国でも北欧でございまして、日本でも1名の報告があります。

(PP)

検査の話に戻りまして、平成25年は検査対象を48カ月齢を超える牛に見直したわけでありまして。御承知の方も多いと思いますけれども、厚生労働省は21カ月、30カ月と、17年、

25年に検査対象月齢を見直しているわけですが、全国の都道府県は全頭検査をやめなかったのです。

それはなぜかという、最も日本で生産される牛の中で経済的価値は高いのは御承知のとおり和牛です。和牛のとさつの平均月齢がおおよそ30カ月ということで、和牛肉の中で検査したものと、していないものが混じって流通すると市場が混乱するというような懸念が関係者からも指摘をされていて、都道府県もそう簡単に見直せないということで全頭検査を維持してきたわけです。けれども、検査対象を48カ月齢超に見直した段階で和牛自体は検査対象から外れるということになって、全国一斉に全頭検査を見直したというのが3年前の25年7月であります。

(PP)

現在のBSEの検査は先ほど申し上げたような流れですけれども、生体検査で合格をして、とさつ後に48カ月齢を超える牛については検査をやって判断をしていくということになります。そのほかに、48カ月齢以下の牛についても24カ月齢以上の牛で運動障害だとか知覚障害、反射または意識障害等の神経症状が疑われた牛、全身症状を呈する牛、その他の牛というものがBSE検査の対象になっているということになります。

無論、これは今まで僕の記憶でも多分1頭あったかないかですけれども、生体検査でBSEと疑われて、とさつ解体禁止になったという例はほとんどないと御理解いただければいいのではないかと思います。

(PP)

これはSRMの除去についてのスライドなのですが、SRM自体は1カ所に固まっていないので、段階、段階で除去して焼却をするという措置がとられています。

1つは、頭の部分ですね。と畜場にもよりますけれども、剥皮をした後で頭部を除去する。それから、その頭部についている扁桃と頭の部分そのものですね。これはタンと頬肉を除いて焼却に回ってしまうわけです。

それから、内臓摘出の後、回腸遠位部、小腸の盲腸に続く最後の部分、ここも除去しています。

それから、枝肉になった段階で脊髄を、ちょうど背骨が真っ二つに割れているので、割れているところからピリピリと取ってしまうわけです。それから、脊髄から枝分かれしている神経が背骨に入っているの、それもカリカリときれいに取って焼却をするというような措置をとっています。

(PP)

25年7月に先ほど全頭検査を見直しましたと申し上げましたが、その検査結果です。トータルで62万7,000頭の検査をして、陽性牛はいないというのが現状であります。

(PP)

そういったことで、先ほど鋤柄さんから説明があったので簡単にしますが、前回の食品安全委員会のリスク評価結果で、ここにあるとおり2009年から2015年にはBSEの摘発

頭数はほぼゼロになるということで、BSEが発生する可能性は極めて低いというようなことでありました。

それで、先ほど申し上げた平成25年、2013年の7月から昨年(2012年)の11月までに検査した牛は当然陰性であった。BSEの感染源は発見されなかったということで、現在のリスクに応じたリスク管理措置がどういったものなのか、国内対策の変更について見直すということで諮問をしたということでもあります。

申し上げたいのは、現行のリスクに応じたリスク管理措置をきちんととっていくということが重要ですので、その見直しの是非について食品安全委員会にお伺いをしたということです。

(PP)

食品安全委員会の評価結果としては、牛肉摂取に由来するBSEプリオンによるvCJDを含む人のプリオン病発症の可能性は極めて低いということで、結論としては現在のリスク管理措置である食用に、と畜される48カ月齢を超える健康牛のBSE検査について、現行の基準を継続した場合と廃止した場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できるというようなことでありました。

それが、先ほど鋤柄さんからあったように幾つかの留意事項というのがありまして、特にそういう症状がある牛の検査というのは引き続き行われる必要があるということでありました。

(PP)

そういったことで、今後のリスク管理措置としては、見直し後は健康牛については廃止、それから24カ月齢以上の一定の条件を満たす牛というか、こういった症状のある牛、運動障害等々の神経症状、それから全身症状を呈する牛、これに関しては引き続き検査を行います。

その際には、食品安全委員会より、全身症状を呈する牛について、内容を適切に実際に周知しろという注文がついています。現時点で、我々のほうで考えているのは、原因不明の運動障害、知覚障害、反射異常、意識障害等何らかの症状、それから全身症状については原因がわかっているものはいいけれども、それ以外はやりましょうと各自治体に周知をしようと考えています。

ここの下は、どういうふうに検査するかということで書いているわけですがけれども、特にいろいろな症状というのは、と畜場へ生体検査で前の日に運ばれてくることが多く、朝にと畜検査員が見て判断していくわけですがけれども、なかなか一時点で見てわからない場合もあるわけです。そういったことで、ここは赤字ですごく重要ということになっていますけれども、こういった症状の原因の探索にあつては、出荷元農場における当該牛の病歴を診断書等によって確認をしていきたいと思いますということが留意事項としてあります。

(PP)

今後のスケジュールであります。本日、東京でリスクコミュニケーションということで

ありますけれども、パブリックコメントが1月10日までになっています。私どもとしては、来年の2月上旬に関係省令の改正、それからBSEの検査キットについては補助率10分の10で補助しているものですからその要綱の改正も同時に行いたいと考えています。施行の予定としては、それぞれ4月1日と考えております。

(PP)

輸入についても、簡単に御説明します。

(PP)

輸入につきましても、BSE発生国につきましても一旦、輸入をストップするという措置を従来からとっています。これはそれまでにBSEが発生していない国というのはBSE対策、先ほど申し上げたような食肉の安全対策をとられていない。SRMの除去であるとか、そういったことが行われていないということで一旦停止するというようにしています。その後、食品安全委員会のリスク評価結果を踏まえて、一定条件での輸入の再開ということをしています。

資料をよくごらんになっていただくと、いろいろ小さい字で書いてありますけれども、米国については当初20カ月齢以下だった月齢条件を30カ月に見直しています。カナダも同じです。フランス以下については、基本的に30カ月齢以下で輸入再開をしています。一部、オランダみたいに最初はビール、子牛肉だけでいいと言っていたところが変更になったり、ブラジルのように非定型BSEか定型BSEかよくわからないということで、OIEの評価も無視できるリスクから変わらなかった。1頭発生はしたわけですが、そういう状況で食品安全委員会にも評価をいただいて、48カ月齢という月齢諸制限で輸入を再開しています。

SRMにつきましても、全部同じように30カ月齢以下で日本と同じSRMについて除去をするというような仕組みにしています。

(PP)

では、各国での検査はどうしているのかということですが、EUにつきましてもこの黄色で塗ってある国は健康牛の検査はもうやめています。このような状況で、一部の国でまだ継続しているところがあります。

(PP)

SRMの除去に関しても、各国で多少の違いはありますが、おおむね同じような対応となっていると御理解いただければいいのではないかと思います。

(PP)

飼料規制についても御参考までですが、日本、米国、カナダ、EUと、それぞれこういうような形で対応をしている状況であります。

(PP)

それから、OIEはBSEのリスクについて各国のデータから評価をして貿易条件を定めているというのがこの表であります。日本は、無視できるリスクの国に入っている46カ国の一つであります。フランス、カナダ、ポーランド、アイルランドと、既に貿易を再開してい

るところがありますけれども、管理されたリスクの国も現在8カ国というような状況です。
(PP)

これは御参考ですけれども、輸入再開をした各国からの輸入状況についての資料であります。

(PP)

対日輸出条件の遵守ということで、以前20カ月齢というふうにしていた米国、カナダ、特に米国に関しては以前、混載ということで誤って対日輸出条件に適合していないものの混入という事例がかなりあったわけですが、見直し以降、25年2月以降ということで見ますとこのような状況でありまして、米国で1例、オランダで2例、フランスについては5例となっています。

扁桃の除去が内容として多いのは、EUと日本で扁桃の除去ですね。扁桃の除去というのは特に舌のほうですが、舌扁桃の除去のルールが欧州と日本で違っているということが原因になっていて、日本の場合にはアメリカと同じでちょっと短目です。長いタンが来てしまうと残っているのではないかとということで調査が始まってしまうということで、このような事例があります。

無論、発生したときにはそれぞれ輸出国で再発防止措置をとって、十分それを確認できた上で再開をするというような対応をとっています。カナダ、ポーランド、アイルランド、デンマークについてもほぼ同様な事例が多いというふうになっています。

(PP)

参考以下はもう映しませんけれども、これまでのBSEの国内対策、それから輸入対策のクロノグラフを参考につけております。

私からの説明は、以上です。どうも御清聴ありがとうございました。

○司会 道野課長、ありがとうございました。

それでは、この後、質疑応答に移ります。ここで場面転換をいたしますので、5分くらい場面転換の時間をいただきたいと思います。ただいま2時55分ですので、3時になったら始めます。それまでにお席にお戻りいただきますようお願いいたします。

では、一旦休憩いたします。

(休 憩)

○司会 おそろいでしょうか。時間となりましたので、ここからは行政担当者と会場の皆様とで質疑応答、意見交換を行いたいと思います。

前方には、先ほど御説明いただきました厚生労働省道野課長、食品安全委員会鋤柄課長、農林水産省沖田課長補佐に着席いただいております。

本日は、できるだけ多くの方に御発言、御質問いただきたいと思います。御発言はとりあえず皆様1問のみ、簡潔に要点だけをおっしゃってください。返答する方も、な

るべく簡潔にポイントを押さえて返答をお願いいたします。ほかにもまだ質問者がいらっしゃる場合、回答しても再質問などあると思うのですけれども、とりあえず2往復までとします。1問質問して回答して、まだ質問があればもう1回はいいのですけれども、もう少し聞きたいと思ってもしばらく我慢をしていただくということをお願いいたします。

それで、ほかにも質問者がいない場合は、またもう1巡回ってきますので、もう1問質問のある方、さらには再質問したい方にはまた回ってきますが、とりあえず一旦はお1人様1問、簡潔に言っていただいて、往復は2往復のみということをお願いいたします。

それから、御質問のある方、御意見のある方は手を挙げていただくようお願いいたします。私が御指名いたしましたら、係の者がマイクを持って参ります。マイクを受け取ってから、御所属とお名前を言っていただきまして御意見、御質問をお願いいたします。

冒頭申し上げましたように、本日御参加いただけなかった方を含めて幅広く情報提供させていただきたいと思っております。今回の講演内容とともに、意見交換の様子は議事録としてテープ起こしで一言一句起こしますので、これを後日、関係府省のホームページで公開する予定となっております。議事録に御所属、お名前が公表されるということに不都合がある方は、発言のときは御所属、お名前を言っていただくのですけれども、議事録からは削除してくださいと言っていただけますと、議事録からはお名前、御所属を削除して公表いたします。そういうことでよろしいでしょうか。

では、早速まいりたいと思います。御質問、御意見のある方は挙手をお願いいたします。

では、お2方いるので前からいきます。前の真ん中の左から2つ目の列の方、どうぞ。
○質問者 島根県健康福祉部薬事衛生課、私も行政担当者であります、質問させていただきます。

2問あったのですが、1問ということで1問だけにさせていただきます。

○司会 また戻ってくるかもしれませんので。

○質問者 非定型のBSEのことについてです。

最初に講義されました鋤柄先生のリスクの考え方で、ほとんどリスクがないよというお話でした。確かに、日本でも今まで2頭の感染例があろうかと思えます。もちろん1,600万頭の牛を調べての2頭ですから、そのリスクは非常に低いと思いますが、これが検査がなくなったことによって、その2頭をリジェクトできなくなってしまう。検出できなくなってしまうということは、その2頭はフードチェーンの中に入って流通されてしまうということもあるわけですね。それは、人への感染リスクが証明されていないわけだから、問題ないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○司会 それでは、食品安全委員会の鋤柄課長から御回答をお願いできますでしょうか。

○鋤柄課長 非定型のBSEについて、さっきまとめというようなスライドが出てきましたけれども、ただ、数が少ないから大丈夫だと言っているわけではないんです。数が少ないというのは、一つの要素です。

そのほかにも、1つは疫学的に非定型BSEが人のプリオン病になったというような関連を

示唆する報告がないというようなこと、それから非常に頻度が少ないというのは先ほど言ったとおりです。それから、感染実験でH型については各種の実験を行っても人に感染するというような報告はないということです。

それで、L型についてはサルに感染するという報告と、しないという報告と両方あるんですけれども、いずれにしてもSRMを取った後、筋肉みたいなところは非常にリスクが低いので、そういうようなところを食べて人がプリオン病になる可能性というのは非常に低いだろう。さらには、人と牛の間の種間バリアですね。

そういうことを総合的に考えると、非定型BSEについても人間のvCJDを含むプリオン病の原因となるという可能性は極めて低いだろうという総合的な評価をしたということでございます。

○司会 よろしいでしょうか。

○質問者 わかりました。ありがとうございます。

○司会 では、続きまして先ほど手を挙げていただいた方、どうぞ。

○質問者 日本生物製剤のヒロチと申します。

私ども製薬会社なんですけれども、たしかこのBSEの問題が出てきたときに、製品に含まれている牛に関するところについては全て外せというようなことになったかと思うのですが、今回の話を聞きますと、人には全然ヤコブ病は出ていないということと、あとはBSEについても今は収まっているというふうに私は判断させていただいたのですけれども、今後、きょう、あすにどうのこうのというわけではないのですが、医薬品とかそういうふうなものについて、例えばSRMのっていないような部位であれば使っていいという方向に進んでいくのかどうかということなんです。

○司会 それは、道野課長、大丈夫ですか。

○道野課長 済みません。役所なので局は同じ局なんですけれども、実はやっている担当が違うものですから、医薬品の規制が今後どうなるかということは私も承知しておりませんので、そういった御質問があったということは、戻りましたら担当のほうにお伝えをさせていただきたいと思えます。また、個別に役所に問い合わせいただければと思えます。すみません。よろしく御理解をお願いいたします。

○司会 そういうことでございます。申しわけございません。ほかにございますでしょうか。

では、とりあえず前方の方からどうぞ。

○質問者 食生活ジャーナリストの佐藤と申します。

きょう3人の方のお話の中に、実は検査という言葉が7つ出てきています。BSE検査、生体検査、と畜検査、飼料検査、スクリーニング検査、健康牛検査、とさつ前後検査という言葉が出てきたんですが、これは全部違うものなのか。

明らかに違うというのはわかるのですけれども、例えば同じものを違う名前で言っているものはないか。あるいは、大きなものの中に小さな検査が含まれていることはないのか。

それで、この中で廃止するのがどれで、継続するのがどれなのか。これが一覧表くらいになっていないと、実は混乱をしてくれている。それがわかりにくい原因の一つかと思っていますのですけれども、これは簡潔に御説明いただけますでしょうか。

○司会 済みません。7つの検査の名称をもう一度お願いします。

○質問者 BSE検査、生体検査、と畜検査、飼料検査、スクリーニング検査、健康牛検査、とさつ前後検査、この7つが出てきています。

○司会 飼料検査以外は厚生労働省さんだと思いますけれども、御説明いただけますでしょうか。

○道野課長 わかりにくくて済みません。実はそういう誤解を防ぐために、資料1でいうと4ページ、5ページあたりからわざわざこの話をつけ加えたのですが、逆にわかりにくくなってしまったのかもしれないです。

要は、BSEがあろうがなかろうが、と畜場法に基づくと畜検査というのは行われているわけですから、これはBSEがあろうがなかろうが継続をします。それで、このと畜検査の中でその一つとしてBSEの発生があったということで、BSEの検査をしています。

それで、BSEの検査の中で健康牛の検査、要するに2つに分けるとしたら見た目が健康なもの健康じゃない牛がいるわけですから、それで、健康な牛に対するBSEの検査を今回廃止しますという話です。

それから、と畜検査にはBSE検査も含まれます。疾病や異常の検査をすると、畜検査の中には生体検査、解体前検査、解体後検査、これはスライドの6番ですね。「と畜検査の流れ」というものを見ていただくと、少しわかるかと思えます。

それで、もう一度繰り返しますけれども、この6ページの点線の四角の中をごらんいただくと、この点線の四角の周りごと畜検査全体と思えていただければいいと思います。この中に生体検査、解体前検査、解体後検査というものがあって、この解体後検査のところにBSEの検査ですね。

これは済みませんが、スライドによってスクリーニング検査と書いてしまっているものもあったと思います。それは、基本的には流れてくる牛について続けて検査していくという大ざっぱにはスクリーニングです。

これはどうしてかということ、スクリーニングの後にまた検査がもう一つふえますけれども、本当にBSEかどうかということを診断するための精密な確認検査があるので、それとの対応でスクリーニング検査という言葉を使っているんです。

ですから、基本的には6番目のスライドをごらんいただいて、包含関係については考えていただければありがたいかと思えます。

○司会 済みません。14ページに「BSEスクリーニング検査の実施」というのがあるんですけども、これは今の話でいうとどこに該当するんですか。

○道野課長 ですから、6ページのBSE検査の中に入っていると考えてください。

○司会 わかりました。

あとは、飼料検査については農林水産省からお願いします。

○沖田課長補佐 飼料検査がそのほかのものと重複していないのは明らかだと思いますけれども、これについては廃止ということはありませんので、これからまだ続けていきます。

○司会 御質問の方、よろしいでしょうか。

では、真ん中の白い方どうぞ。

○質問者 消費者の林と申します。

今までおっしゃられた方は結構細かい専門的な話なんですけれども、私は消費者としての感じ方ですが、リスクコミュニケーションのあり方だったり、いわゆるリスク管理のときは通常はリスクベースアプローチというのがあって、どういうものがリスクか。それはどういう発生があって、しかもそれはどういったような影響があるかというのをリスクを算定してやるのですけれども、ほかの例えばイギリスなどですと、OIEとかだと疑似患者が物すごく出ているという中で、日本はそんなものではないし、対策のほう入微に入り細に入り、やり過ぎていたのではないかと思っていて、その辺のところのいわゆるマスコミ対応だったり、リスクコミュニケーションのあり方のところはあったので、最初からちょっとやり過ぎていたのではないかということです。

それから、一番聞きたかったのは、なぜこういう事態になったのかということと、他国がやっていないところをなぜここまでやらざるを得なかったかということの総括をしていかないと、また同じようなことが、これはたまたま牛でBSEですけれども、それ以外でも今は鳥インフルエンザとか、各地に想定以上のものが出ていたり、宮崎県の東国原知事のと時の関係とか、物すごく影響が大きいんです。

だから、結局リスクコミュニケーションのあり方をどうするかということで、例えば消費者などですと、要するにがちがちの検査を前提とした日本と、がちがちの検査を前提としない外国産だと、外国産のほうがいわゆるレギュラトリーアービトラーというんですが、規制のさやとりというか、規制のコストがかかっている分、どうしても割高になるわけです。

それは、消費者にとってもその部分をのまなければいけないというところだったり、生産者に対しても過大な負担をかけているというふうに捉えているので、その辺は一消費者が思っても、これはあり得ないだろうというところが過去10年以上続けられてきたのではないかということがあるので、その辺はあくまでも専門家ではないので、消費者としてなぜそれは一緒にならないのかというところを答えられる範囲で教えていただければ、あくまでも一消費者としての話です。

○司会 なかなか難しい質問でございますけれども、リスクコミュニケーションということでお答えさせていただいてもよろしいですか。

リスクコミュニケーションは実は消費者庁が取りまとめておりまして、各省連携してやっておるのですけれども、これまでの反省といたしまして、なかなかこういう会場でリスクコミュニケーションをやっても、来ていただいている方には伝わるのですが、来ていた

だかなかった方に伝えることは非常に難しい。

また、マスコミの方にいろいろお伝えしようと思って、各省皆さんマスコミの勉強会などを一生懸命やっていたのですが、それもしっかりした記事にしていただけの場合もあるのですが、記者の方がどんどん入れかわってしまっていて、お伝えしたことをそのまま継承されていくことも難しいということがあったりすると思います。

消費者庁ではリスクコミュニケーションのあり方についての検討をしております、このような意見交換会の場だけではなく、各地で細かい現場でやるようなリスクコミュニケーションですとか、あとは現場に来ていただかなくても情報をとっていただけるような情報の配信の方法ですとか、双方向でメールマガジンで意見交換できるような場ですとか、いろいろな手法を検討しているところです。

なるべく、こういう限られた場所で限られた人だけに伝えるのではなく、多くの方にしっかりとそのリスクを、しかも考え方としてBSEが起こったからBSEだとか、放射線があったので放射線だとか、そういう個別の事案ごとにはなく、食品安全委員会で評価をして、厚生労働省で管理をして、生産現場で農林水産省がやるというしっかりとした体制でいろいろな物質に対して、ありとあらゆる物に対してやっているのですよという考え方を含めて、今後リスクコミュニケーションをやっていきたいと考えております。

お答えになっているかどうかわかりませんが。

○質問者 では、1回は再質問がいいみたいなので、例えばトランプ大統領が誕生したときにフェイクインフォメーションの規制ということがあって、それがあつた程度消費者側からすると、以前は紙でクオリティーペーパーだけだったのが、インターネットができて、SNSができて、SNSで例えばマイナスの状況、アドバンスメディアと言うのですけれども、マイナスのネガティブ情報がすごく強く、真実のことを言っているというような形で、やはり一対一でやられると飛び込んでくるわけです。

そういったアドバンスメディア対策というか、フェイクインフォメーションについては、例えばドイツなどですとフェイスブックに対してこれ以上やったら罰金を取るとか、いろいろリスクコミュニケーションのあり方でもかなりプロアクティブというか、踏み込んだ対応をするようになっています。

それが逆に言うと、踏み込んだ対応をしたりすると、それは戦前に戻ったとか、一部メディアという以前ちょっと怒られたことがあつたので、それを取り上げる方を、特に食品などの場合には自分たちが食べているものですから取り上げやすいです。

だけど、結局規制するのが一番量の多いところを規制するという態度なので、輸入品などは余り食として量をとっていないから、例えば放射能の問題にしても基準値は10倍とか20倍の厳しい国内規制があつて、海外の輸入品はそうではなくてサンプルだったり、そういうことを以前、食品安全委員会のこういう場で聞いて、何かおかしいなと思っているわけです。

そういうことも含めての対策もそろそろ、今トランプ大統領が出てから結局インチキだ

ったとは言わないですけれども、フェイクインフォメーションを信じたがための結果だという捉え方をしている規制する方向が出ているので、その辺は当局としては恐らく言えないと思うのですけれども、言える範囲で何か考えていただければと思いますが、消費者にとっても生産者にとってもよくないと思います。

○司会 御意見、ありがとうございます。間違った情報や誤解されやすい情報が出た場合には、即座にホームページやツイッターやフェイスブックなどで正しい情報を流すように心がけておりますけれども、まだまだ不十分な点はあるかと思えます。今後、そこら辺には気をつけてやっていきたいと思えます。参考にさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、ほかの方ございますでしょうか。よろしいですか。

では、2巡目にまいります。どうぞ。

○質問者 白井と申します。フリーの人間ですけれども、昔は独法の研究所に勤めていた者です。

月齢の件で、11月ごろに山梨かどこかの県でちょっと年齢が超えたような牛が出たというようなことがあって、幸い話題にもならなくてメディアも忘れたのか、昔であれば大騒ぎだったであろうと思うのですが、それはよかったと思うのですけれども、そういうようなことが、ちょっとしたミスなのですが、今までにもあったのか。

関連して、何か月齢超と、前までは以上と言っていたのが30カ月のときから超となって、そういうものも含めて現場から何か混乱の声みたいなものはあったのでしょうか。

○道野課長 「以上」から「超える」に変えたのは、30カ月というのはOIEの基準の中でも出てくるわけです。それに表現をあわせるというか、実質的に変わるわけですけれども、そのトレーサビリティというのがあるので一応、日単位でカウントする、判断するという事で、その辺についてはかなり事前に自治体にも周知していて、「以上」が「超える」に変わったからといって結果として検査するべきものがされなかったとか、焼却されるべきSRMが除去焼却されなかったということはありません。

ただ、検査をしなければならぬ、検査対象になっていたというものが結果として検査されずに流通した例というのは、過去に私の記憶のあるところでは、さいたま市の例と山梨県の例だと思います。

○質問者 ありがとうございます。

○道野課長 いずれも、報道されています。当該地域だけだと思いますけれども。

○司会 よろしいでしょうか。ほかにもございますでしょうか。

では、そのマスクの方、どうぞ。

○質問者 食肉市場卸売協会の山本といいます。

鋤柄課長の説明で、スライドの3番で厚生労働省のほうから検査対象月齢の諮問が1つあって、それは今回答えを出された。

2つ目のSRMの範囲について、厚生労働省のほうから食品安全委員会に諮問がありました。

今回は、これについて答えはない。それで、先ほど鋤柄課長は、家畜への影響も把握する必要がありとおっしゃっていました。いつごろ、どういうデータがそろえればこの諮問について検討が始まり、どういったスケジュールで動くのかということの説明いただければありがたいと思います。

○司会 鋤柄課長、お願いいたします。

○鋤柄課長 先ほども中でお話をしましたし、また種間バリアというお話をしましたけれども、BSEについては人にかかるというよりも牛のほうにはるかにかかりやすいわけです。ですから、今回SRMの範囲を変えて、それがと畜場から外に出ることになると、人間のほうはもちろんですけれども、家畜のほうにさらに大きな影響があるかもしれない。では、家畜のほうの規制はどうするのですかといったようなことを整理する必要があるということで、現在担当します農林水産省、厚生労働省、それから私どもと、3者の中で課題について整理をしているというようなことをございます。

具体的にいつからやるというようなことは、まだ決まっておられません。

○司会 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

では、ほかにございますでしょうか。おられませんか。2巡目にいっても大丈夫ですけれども、最初の方、2問目はありますが、どうですか。

○質問者 島根県の田原です。2回目、申しわけありません。

質問というより確認なのですが、いわゆる定形型のBSEは肉骨粉を規制することでほぼ100%近くリスクはゼロになる。その成果がちゃんと検証できた。非定型BSEは肉骨粉由来ではなくて、まだ原因はわからない。どうやって発生するかわからない。いわゆる人と言う後発性のクロイツフェルト・ヤコブ病と同じような発症機序かもしれないという論文がありますから、これは今後も肉骨粉は関係なく出てくる可能性はあるけれども、あくまでもリスクはゼロに近いような低い値で、人への感染も種間バリアもあった中で、そう規制する必要はないであろうという御判断はわかりました。

そうしますと、もう一点確認したかったのは、2002年1月以前に生まれた牛のリスクの考え方ですね。2013年に一定の評価をされたときに、2002年1月以前に生まれた牛がまだ8万5,000頭くらい残っていた。その8割くらいは検査されて、全て感染は否定されたというところをもってリスクはゼロという言い方を多分説明されたのですが、それはあくまでも数字の話であって、2万1,000頭残っている牛が、ではなぜそこにリスクがないのかという考え方を少し整理したいのですが、私の考え方が多分いわゆるBSEに感染して、感染した牛が発症する平均的な潜伏期間は5年から6年であり、最大でも11年以内には発症するというエビデンスがあるからなのですね。ちょっと確認をお願いします。

○鋤柄課長 おっしゃるとおりです。

○司会 よろしいですか、それでは、ほかには質問はございますでしょうか。

○質問者 食肉輸出入協会の私、岩間と申します。

輸入牛肉の話について、今回の国内のいわゆる規制緩和とあわせて諸外国、特にBSE発生

国からの牛肉については、現行北米、ヨーロッパ、いずれも30カ月齢という月齢制限が実施されているのですが、今回のこの国内の規制緩和にあわせて、海外もできればこの月齢制限を撤廃してくれと政府のほうに要請してくる可能性が十分考えられるのですが、現状そういったことがあった場合、これまでと同様に食品安全委員会で評価をし、結果を受けて厚労省が見直しをするという一定の手続をされるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

30カ月齢では、今、日本は牛タンとか内臓、特に腸あたりは非常に月齢が高くてもいいから欲しいというニーズがあるので、この際そういう見直しをしていただけるとありがたいという動きが現実あると思いますので、その辺りはどうかということをお伺いしたいと思います。

○司会 何か施策の変更をする場合には、諮問をして評価をして行うことになっておるのですが、では再度、道野課長からお答えいただけますでしょうか。

○道野課長 詳しく言えば、輸入については御承知のとおり食品安全基本法でも任意の諮問事項になるわけですけれども、ただ、輸入条件の変更に当たっては過去に米国、カナダでも行っていますように、食品安全委員会のリスク評価結果を受けて、リスク管理機関のほうで判断をしていくという手続については変更はございません。

○司会 よろしいでしょうか。

それでは、大体時間になってきているのですけれども、質問のまだある方はおられますか。あとお2方くらいでしょうか。では、最後にお1方質問して終わりたいと思いますけれども、ほかにおられませんね。

では、最後の方、前から4列目ぐらいの方お願いします。

○質問者 今度は一消費者としてちょっとお聞きしたいのですけれども、今回の講演に出るに当たって、私は奥さんについてスーパーを見に行ったら、肉のところではオーストラリア製のタンの肉が多いと思うのですが、今回のこれを見ますと、先ほどの説明によりますと、これだけの国しかBSEは発生していないということなのですか。

○司会 資料のページをお願いいたします。何ページですか。

○質問者 12ページとかですけれども、南半球だとブラジルぐらいしかないですね。ほかのところは出ていない。これは、調査はどういうふうな形でされたのでしょうか。例えば、中国などは出ていないのでしょうかということです。

○司会 では、農林水産省からお願いします。

○沖田課長補佐 このBSEの発生の件数の統計は、OIEという国際獣疫事務局の報告になっています。国際獣疫事務局には、世界各国の180の国が加盟しています。これらの国の獣医当局には、義務が課せられています。その義務は何かというと、OIEの国際基準の中に、こういう動物の病気についてはきちんとOIEに報告しなさいという、いわゆるOIE疾病リストというのがありまして、その疾病リストにある疾病が発生した場合には報告をしなさいとなっています。

このリストの中にBSEが入っていますので、OIEの加盟国はこれをOIEに報告することを義務づけられています。それをOIEはこうやって取りまとめてウェブサイトで公表しているという状況です。中国も、このOIEの加盟国になっています。

○質問者 それは自主的なものですか。

○沖田課長補佐 自主的というのがイメージで言う、やってもやらなくてもいいということではなくて、これを報告するというを義務づけられていて、OIEに加盟するときに、加盟する条件として、これをきちんとしなさいとなっています。

獣医当局は、自分の国で当然こういう病気が発生したという統計を取ってしまっていて、それで見つけたらそれを報告するとなっているので、自主的にやってもやらなくてもいいというものではないです。

○司会 ありがとうございます。

では、時間となりましたので、これで質疑応答を終わらせたいと思います。

皆様、本日は熱心な御議論どうもありがとうございました。本日いただきました御質問ですとか御意見につきましては、これをまた取りまとめまして、本日参加している人だけではなくて関係者みんなで共有をいたしまして、参考にさせていただきまして対策に取り組んでまいりたいと考えております。

時間の都合上、もし遠慮してしまった方がいらっしゃいましたら、大変申しわけございませんでした。アンケート用紙を入れております。このアンケート用紙に御意見、御質問等を書いていただきますと、これも関係者みんなで共有をいたしまして見ますので、伝えられなかった意見、質問等がありましたら、ぜひそちらに御記入をいただけますようお願いいたします。

アンケート用紙は出口のほうに回収箱がございますので、皆様それに御記入いただきまして投函していただければと思います。

本日は、本当に熱心な御議論をいただきましてありがとうございました。これをもちまして本日の意見交換会を終了いたします。

どうもありがとうございました。